

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 防長交通株式会社
- (2) 代表者氏名 東田 成民
- (3) 住 所 周南市松保町7番9号

2 指名停止措置期間 令和8年8月4日から令和8年9月3日まで (1箇月)

3 事 案 の 概 要

市以外の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるため。

防長交通株式会社は、令和7年1月31日に山口県下松市古川町において運転者が意識を喪失し歩道等に乗り上げて縁石や信号機等に接触し、乗客6名に軽傷を負わせる事故を起こした。このことを受け、国土交通省中国運輸局は、道路運送法等関係法令違反により、令和8年6月23日に道路運送法第40条に基づく行政処分を行った。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表2措置基準の25「不正又は不誠実な行為」に該当する。

<指名停止措置要領別表2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8234